

令和2年度東京地方最低賃金審議会 第1回東京都最低賃金専門部会議事要旨

- 1 日 時 令和2年7月29日(水) 15時14分～16時10分
- 2 場 所 東京労働局 九段第3合同庁舎11F 共用会議室1-3
- 3 出席状況 公益委員 3名
労働者側委員 3名
使用者側委員 3名

4 議題

- (1) 部会長及び部会長代理の選出について
- (2) 令和2年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)
- (3) 東京都最低賃金の改正決定に係る意見について
- (4) 労使各側の基本的な意見の表明について
- (5) その他

5 議事要旨

- (1) 部会長及び部会長代理の選出では、部会長に都留委員、部会長代理に岩本委員が選出された。
- (2) 令和2年度地域別最低賃金額改定の目安については、特に追加で質問等はなかった。
- (3) 東京都最低賃金の改正決定に係る意見については、特に追加で質問等はなかった。
- (4) 労使各側の基本的な意見の表明については、

① 労側委員から

- 中央最低賃金審議会での公益委員見解では、今年度目安が示されず、「現行水準を維持することが適当」ということであり、全く引き上げをしないとは考えていない。連合が集計した「2020 春季生活闘争集計結果」の99人以下の賃上げ率において今年度は1.76%の引き上げがなされたので、1,013円×1.8%=18円の引き上げを求めたい。パートタイム労働者の一求人あたりの平均募集金額も同様に引き上げられている。
- 最低賃金が上がったら本当に雇用が守れないのか。
- 最低賃金の議論と新型コロナウイルスの感染を一緒に考えるべきものでない。最低賃金の意義を考えるべき。

との意見が出された。

② 使側委員から

- 中央最低賃金審議会の公益委員見解で「引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当」とあったのは、引上げはゼロと理解している。今まで、実態の状況から乖離して最低賃金が引き上げられてきたと認識している。昨

年の東京の影響率は、18.9%と全国加重平均16.3%に比べて高い。Go To
トラベルが東京だけ除外されている。新型コロナウイルス感染による雇用への影
響は、中小企業のみならず、大企業も受けている。今年度は、事業継続と雇用維持
を最優先すべきであって、最低賃金については、凍結、据え置きにするべき。

- 中小企業・小規模事業者は、給付金、助成金を受けてやっとならしている状態
である。東京都の予算ベースで感染拡大防止協力金に1890億円、国が行う家賃
補助の上乗せに833億円である。現状を鑑み、通常の事業の賃金支払能力を最も
重視して審議する必要がある。
- 中央最低賃金審議会での公益委員見解は、時間をかけて真摯な議論の末に出され
た結論であり、これを真摯に受けて議論する必要がある。100年に一度の危機で
あり、最近の新型コロナウイルス感染状況を見ても、中小企業・小規模事業者の窮
状を最大限考慮する必要がある。雇用状況も急速に悪化している。先行きが見通せ
ないので、雇用の維持を最大限努力することが必要であり、ゼロ・凍結を強く主張
したい。
- 新型コロナウイルスの影響は明白であり、「賃金引上げの影響に関する調査」によ
ると最低賃金引上げの直接的な影響を受けた企業の割合は、2015年で20.
7%、今年は41.8%であった。また、コスト増加分の価格転嫁の動向について
は、B to B、B to C においても7割を超える中小企業が価格転嫁に難航していると
の結果である。日銀短観や中小企業庁による中小企業の業況感も急速に悪化して
いる。

等の意見が出された。

労使双方の主張の隔たりが大きく、継続審議とされた。

(5) 次回第2回専門部会は7月30日（木）13時30分から開催することとされた。